

# 地域の支え合いでちょっと安心サービス 困りごとと援助サービス

困りごとと援助サービスは65歳以上の高齢者や障がい者の方を対象に、日常生活でのちょっとした困りごとを解決するためのサービスです。電話で簡単に申し込みができ、30分500円で利用いただけます。ご自分で解決することが難しい暮らしのちょっとした困りごとには、地域の協力員が対応します。

## 1. 利用の対象となる方

- (1) 障がい者又は65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 65歳以上の高齢者世帯
- (3) 障がい者のみ世帯
- (4) 障がい者と65歳以上の高齢者のみ世帯

## 2. 利用料

利用料: 500円 / 30分

(その他、サービスに伴う材料費は利用者の実費負担)

## 3. 利用できるサービスの内容

- (1) 電球・蛍光灯の取替え
- (2) 軽易な家具の移動(大型家具は不可)
- (3) 体調不良時の近所への買物
- (4) 水道パッキンの交換

などご自分で解決することが難しい暮らしのちょっとした困りごと

原則として1人の協力員が、概ね30分以内で終了する継続性のない簡易な作業に対応します。

ただし、材料等の買物が伴うサービスなどの場合は、原則1時間を限度に延長可能です。

専門的な技術を要する作業は、他機関を紹介します。

## 4. サービス利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※年末年始、土・日・祝日はお休みです。

相談・問合せ

〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4階

TEL 03-3981-3166 FAX 03-3981-2946

豊島区民社会福祉協議会 困りごとと援助サービス担当



## 5. ご利用の流れ

### ① 相談・受付

電話 **(3981-3166)** で、  
相談・受付をしています。



### ② 訪問日時の調整

協力員と訪問日時を調整し、連絡します。



### ③ 協力員訪問

協力員登録証を携帯した協力員が、  
ご自宅に訪問します。



### ④ サービス利用

概ね30分以内で終了する継続性のない  
軽易なものに対応します。



### ⑤ 内容確認 利用料のお支払い

サービスが終了したら、協力員が記入した  
「領収書兼活動報告書」の内容を確認し、  
サインまたは押印をお願いします。その後、  
利用料をお支払いください。



### ⑥ 領収書兼活動 報告書の受取

最後に、「領収書兼活動報告書  
(利用者用)」を渡します。大切に  
保管ください。

